

2016年12月2日 全15頁

2017年度税制改正動向解説シリーズ No. 4

配偶者特別控除の拡大では就労促進効果は乏しい

改正案には比較的所得の高い高齢者に減税の恩恵が及ぶ面も

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2016年11月21日に与党税制調査会における平成29年度税制改正の議論がスタートし、配偶者控除見直し案がまとまってきた。本稿では報道により有力視される改正案が実施されることを前提に、政策効果を分析する。
- 改正案は「配偶者控除」の対象年収は変えず、「配偶者特別控除」の対象年収（夫婦のうち年収の低い方）を現行の141万円未満から、約201万円以下に改正する。一方、配偶者控除について世帯主（夫婦のうち年収の高い方）の年収が1,120万円超である場合に控除額を減らし、世帯主の年収が1,220万円超である場合は対象外とするとしている。
- この改正案は、安倍首相が指示した当初の改正の目的にほとんど合っていないものと考えられる。「配偶者控除」の適用拡大ではなく「配偶者特別控除」の適用拡大であるがゆえに企業の配偶者手当に直接影響を与えることが考えにくく、就業調整の動機である「103万円の壁」は当面残るものと考えられる。また、改正案は、若年低所得層の結婚の後押しになりうるが、その効果はごく僅かと考えられる。
- 12月8日とされる「平成29年度税制改正大綱」の決定まではまだ若干の日程が残っている。当初の改正の目的に相応しい改正案となるよう、再考の余地があるのではないかと。

[目次]

1. 報道されている配偶者控除の改正案	2ページ
2. 改正案により増税・減税となる世帯	3ページ
3. 国・地方の増減収見込み額および増税・減税となる世帯数の試算	7ページ
4. 改正案による女性の働き方と結婚への影響	11ページ
5. まとめと今後の展望	13ページ
試算の前提および利用したデータ	14ページ

※配偶者控除見直しに係る論点については、是枝俊悟「配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？」（2016年9月27日、大和総研レポート）も参照。

https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160927_011280.html

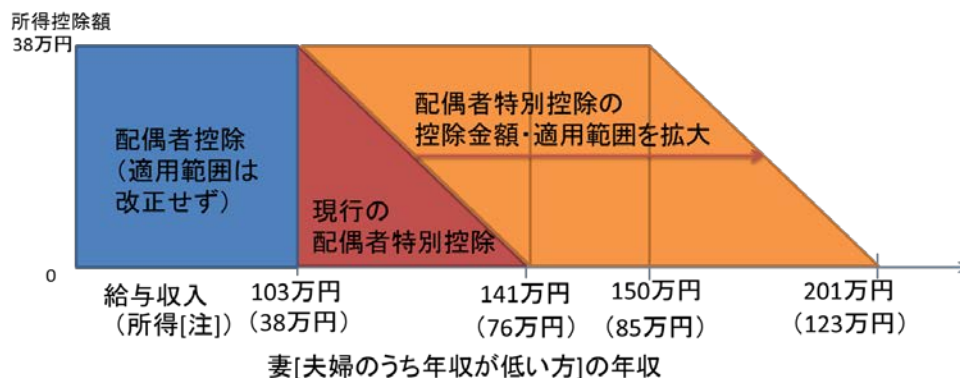
1. 報道されている配偶者控除の改正案

2016年11月21日に与党税制調査会における平成29年度税制改正の議論がスタートし、配偶者控除の見直し案がまとまりつつある模様である。

報道¹によると、「配偶者控除」の対象とする妻（夫婦のうち年収の少ない方）²の年収は変えないものの、「配偶者特別控除」における妻の対象年収を現行の年収（給与年収換算）141万円未満から、201万円以下³に改正する案が有力である。一方、現行では配偶者控除に夫（夫婦のうち年収の多い方）の年収による所得制限はないが、年収（給与年収換算）が1,120万円超である場合に控除額を減らし、1,220万円超である場合は控除の対象外とする案が有力である。

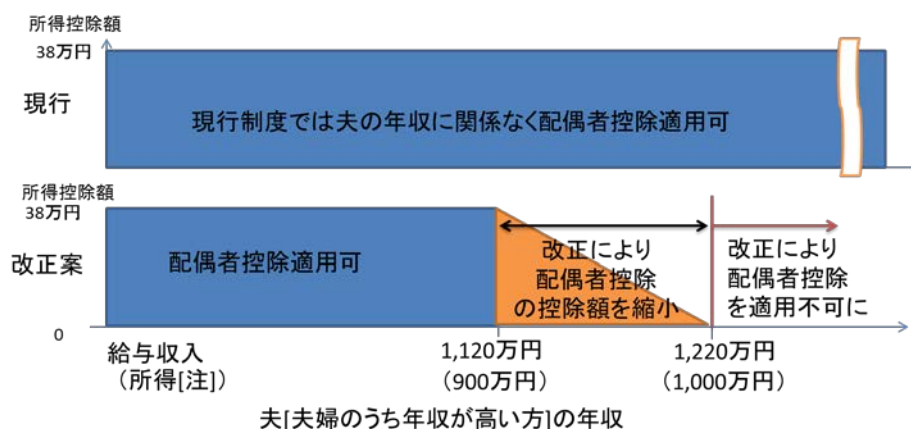
これらについて、図示すると次の図表1・図表2の通りとなる。

図表1 配偶者特別控除の改正案（妻の年収でみた場合、報道ベース）



(注) 給与所得控除を控除した後の「合計所得金額」による。
この図表では夫[夫婦のうち年収が高い方]の年収による配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限は考慮していない。
(出所) 2016年11月28日付朝日新聞朝刊1面等をもとに大和総研作成

図表2 配偶者控除の改正案（夫の年収でみた場合、報道ベース）



(注) 給与所得控除を控除した後の「合計所得金額」による。
この図表では妻[夫婦のうち年収が低い方]の年収による配偶者特別控除の控除額の縮小は考慮していない。
(出所) 2016年11月28日付朝日新聞朝刊1面等をもとに大和総研作成

¹ 2016年11月28日付朝日新聞朝刊1面、2016年11月27日付日本経済新聞朝刊3面等を参照。

² 配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件に性別はなく、夫婦の収入関係が逆であっても同じ話となる。本稿では説明の便宜上、夫婦のうち年収の高い方を夫、低い方を妻として説明を行っている。

³ 「未満」でなく「以下」である理由は3ページで後述。

◆なぜ「201万円以下」が対象となっているのか？

現行の配偶者特別控除の適用範囲は、配偶者控除が適用される上限の年収プラス 38 万円（103 万円＋38 万円＝141 万円）までであり、103 万円から 141 万円にかけて（年収幅 38 万円）控除額を逡減させていく。

これに対し、報道されている配偶者特別控除の改正案では、控除額を満額の 38 万円とする上限の年収 150 万円から、控除額をゼロとする年収 201 万円にかけて（年収幅 51 万円）控除額を逡減させるものとなっている。

改正案において、控除額の逡減段階の年収幅が現行より広がっている理由は、現行制度と同様に配偶者特別控除を「給与収入」ではなく、給与所得控除を控除した後の「所得」（正確には、合計所得金額）で定義しているためであると考えられる。

図表 1 で示している通り、給与収入での年収 150 万円は所得では 85 万円、給与収入での年収 201 万円は所得では 123 万円（正確には 122.7 万円）に相当する。所得でみれば控除額の逡減段階の年収幅は 38 万円（123 万円－85 万円）が維持されている。

なお、配偶者特別控除の適用範囲について「給与収入」でなく「所得」で定義しているものと考えられることは、改正の対象については現役世代に限らないものとしていることが示唆される。すなわち、年金収入（税法上の区分は「雑所得」）を得ている高齢者の世帯についても配偶者特別控除の改正の影響を受けるものと考えられる。この点については、後述する。

2. 改正案により増税・減税となる世帯

1. で述べた改正案が実施された場合、どのような世帯が改正により増税となるのか、または減税となるか、分析を行う。

（1）現役世帯への影響

給与収入を得る現役世帯について、改正案による増税・減税となる世帯を図示したものが次の図表 3 である。以下、妻の年収別に影響について述べる。

以下、2.（1）では年収とは、すべて給与収入のことをいい、給与所得以外の所得はないものとする。また、年収については 1 万円単位で分析する。なお、控除額については所得税における控除額を述べているが、住民税における影響も所得税と同様である。

図表3 改正案により増税・減税となる世帯（現役世帯）

金額: 万円 (給与収入換算)		夫(夫婦のうち高い方)の年収					
		0~104	105~140	141~201	202~1,120	1,121~1,220	1,221~
妻 (夫婦のうち 低い方) の 年 収	0~103	増減なし				増税	
	104	—	増減なし			増税	
	105~140	—	減税			減税か増税か 不明(注2)	増減なし
	141~201	—	減税			増減なし	
	202~1,120	—		増減なし			

(注1) 金額は1万円単位で、表記の金額を含む。すなわち「0~103」とは「0万円以上103万円以下」である。夫婦いずれも年収1,221万円以上のケースは捨象した。図表中で「減税」とあっても、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除の3つの控除以外の所得控除や税額控除の適用により所得税額がゼロとなっている場合には改正による減税効果はない。給与所得控除は2017年の税制をもとにした。

(注2) 妻の年収でみると配偶者特別控除の控除額が拡大される可能性があるが、夫の年収でみると控除額が縮小される可能性があり、いずれの効果も大きい現時点では不明。

(出所) 2016年11月28日付朝日新聞朝刊1面等をもとに大和総研作成

◆妻の年収が103万円以下

妻の年収が103万円以下である場合、現行制度において夫が配偶者控除を適用できる。

改正案が実施されても、夫の年収が1,120万円以下である場合はなお配偶者控除を適用できるので改正の影響を受けない。夫の年収が1,121万円以上である場合は、配偶者控除の控除額が縮小されるか、または配偶者控除の適用そのものがなくなるため、改正により増税となる。

◆妻の年収が104万円ちょうど

妻の年収が104万円ちょうどの場合、配偶者特別控除の控除額は配偶者控除と同額の38万円である。現行制度においては夫の年収が1,220万円以下である場合に限り配偶者特別控除が適用できるが、改正後は、夫の年収が1,121万円以上である場合は、配偶者控除の控除額が縮小されるか、または配偶者控除の適用そのものがなくなるため、改正により増税となる。

◆妻の年収が105万円以上140万円以下

妻の年収が105万円以上140万円以下である場合、現行制度においては夫の年収が1,220万円以下である場合に限り配偶者特別控除（控除額は配偶者控除の38万円より少ない3万円~36万円）を適用できる。

改正案が実施されると、夫の年収が1,120万円以下である場合は配偶者特別控除の控除額が38万円に増加するので、現行と比べて減税となる。夫の年収が1,121万円以上1,220万円以下の場合、妻の年収だけをみると控除額は38万円に増加するはずであるが、夫の年収による控

除額の縮減の影響も受けるものと考えられ、増税になるか減税になるか現時点では不明である。夫の年収が 1,221 万円以上である場合は、現行においても改正後においても配偶者特別控除が受けられない（もちろん配偶者控除も受けられない）ため、改正の影響を受けない。

◆妻の年収が 141 万円以上 201 万円以下

妻の年収が 141 万円以上 201 万円以下である場合、現行制度では配偶者控除も配偶者特別控除も受けることができない。

改正案が実施されると、夫の年収が 1,120 万円以下である場合、配偶者特別控除を受けられるようになり、減税となる。夫の年収が 1,121 万円以上 1,220 万円以下である場合も（夫の年収が 1,120 万円以下である場合と比べて）控除額は削減されるものの配偶者特別控除を受けられるものと考えられ、減税になるものと考えられる。夫の年収が 1,221 万円以上である場合は、現行においても改正後においても配偶者特別控除が受けられない（もちろん配偶者控除も受けられない）ため、改正の影響を受けない。

◆妻の年収が 202 万円以上

妻の年収が 202 万円以上である場合は、現行制度でも改正後においても配偶者控除・配偶者特別控除のいずれも受けられず、改正の影響を受けない。

なお、図表 3 では妻の年収が 1,121 万円以上のケースを捨象しているが、妻の年収が 1,121 万円以上のケースにおいても改正の影響を受けない。

(2) 年金受給世帯への影響

1. で述べた通り、配偶者特別控除の改正案においては、適用範囲について現行制度と同様に「給与収入」でなく「所得」で定義しているものと考えられ、年金収入（税法上の区分は「雑所得」）を得ている高齢者の世帯についても配偶者特別控除の改正の影響を受けるものと考えられる。

公的年金等による収入を得る 65 歳以上の夫婦世帯を「年金受給世帯」として、改正案による増税・減税となる世帯を図示したものが次の図表 4 である。以下、妻の年収別に影響について述べる。

以下、2. (2) では年収とは、すべて公的年金等による年金収入のことをいい、年金による雑所得以外の所得はないものとする。また、年収については 1 万円単位で分析する。

図表 4 改正案により増税・減税となる世帯（年金受給世帯）

金額:万円 (年金収入換算)		夫(夫婦のうち高い方)の年収			
		0~159	160~195	196~242	243~1,111
妻 (夫婦のうち低い方) の年収	0~158	増減なし			
	159	—	増減なし		
	160~195	—	減税		
	196~242	—	減税		
	243~1,111	—			増減なし

(注)金額は1万円単位で、表記の金額を含む。すなわち「0~158」とは「0万円以上158万円以下」である。年金収入が1,112万円以上のケースは捨象した。図表中で「減税」とあっても、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除の3つの控除以外の所得控除や税額控除の適用により所得税額がゼロとなっている場合には改正による減税効果はない。

(出所)2016年11月28日付朝日新聞朝刊1面等をもとに大和総研作成

◆妻の年収が158万円以下

妻の年収が158万円以下の場合、現行制度において夫が配偶者控除を適用できる。

給与収入を得る現役世帯においては給与所得控除が最低65万円であったため、所得38万円以下に適用される配偶者控除は給与収入換算では103万円以下(65万円+38万円)となる。しかし、65歳以上で公的年金等を得る高齢者世帯においては、公的年金等控除が最低120万円保証されるため、配偶者控除は年金収入換算で158万円以下(120万円+38万円)に適用される。

理論上は、夫の年金収入が1,112万円以上である場合は公的年金による雑所得が900万円超となり、改正による配偶者控除の縮減・廃止の対象になりうるが、現実的には公的年金を年1,112万円以上受け取っている者がいることは考えづらい。このため、収入源が公的年金のみである高齢者の中には増税となる者はほぼいないものと考えてよいだろう(以下、夫または妻が年収1,112万円以上であるケースについては捨象する)。

◆妻の年収が159万円ちょうどの場合

妻の年収が159万円ちょうどの場合、配偶者特別控除が適用でき、その場合の控除額は配偶者控除と同額の38万円である。妻の年収が159万円ちょうどの場合の改正案実施による影響は妻の年収が158万円以下の場合と同様である。

◆妻の年収が160万円以上195万円以下

妻の年収が160万円以上195万円以下の場合、現行制度では配偶者特別控除(控除額は配偶

者控除の 38 万円より少ない 3 万円～36 万円) の適用を受けている。このケースでは、改正により配偶者特別控除の控除額が 38 万円に増加するので、現行と比べて減税となる。

◆妻の年収が 196 万円以上 242 万円以下

1. で前述した通り、改正案は、妻の所得が 123 万円未満である場合に配偶者特別控除を適用できるものとするものと考えられる。65 歳以上の場合、年金収入が 330 万円以下の範囲では公的年金等控除は 120 万円で一定であるので、所得が 123 万円に達する年金収入は 243 万円(123 万円+120 万円)となる。したがって、1 万円単位で考えると改正案によって配偶者特別控除を適用できるのは 242 万円以下と考えられる。

妻の年収が 196 万円以上 242 万円以下である場合は、現行制度では配偶者控除も配偶者特別控除も受けることができない。改正案では配偶者特別控除を適用できるとしているため、改正により減税となる。

(3) まとめ

改正により負担が増減する世帯について主なものをまとめると、以下のように言えるだろう。

- ・現役世帯においては、夫(夫婦のうち高い方)の年収が 1,120 万円以下で、妻(夫婦のうち低い方)の年収が 105 万円以上 201 万円以下の場合について減税となる。
- ・年金受給世帯においては、妻(夫婦のうち低い方)の年収が 160 万円以上 242 万円以下の場合について減税となる。
- ・増税となるのは、夫(夫婦のうち高い方)の年収が 1,121 万円以上で、妻(夫婦のうち低い方)の年収が 103 万円以下の現役世帯。年金受給世帯においては増税となる世帯はほぼない。

3. 国・地方の増減収見込み額および増税・減税となる世帯数の試算

1. において述べた配偶者特別控除の改正案(報道ベース)をもとに、国・地方の増減収見込み額および増税・減税となる世帯数の試算を行う。

試算の際には、所得税の納税者を①給与所得者、②申告納税者、③年金受給者の3つの区分に分けて分析を行った(3. では①と②を合わせて現役世帯と呼ぶ)。給与所得者と公的年金による雑所得を得る者以外については、所得があれば原則として確定申告の義務があるので、この3つの区分ではほぼ全ての配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受ける世帯がカバーされている。

なお、3. では収入が公的年金等のみであり、申告納税額がない世帯を「年金受給者」として定義する。公的年金等による収入があっても給与所得や事業所得などを得ている者は「給与

所得者」または「申告納税者」の定義に含まれる。

年金受給者については利用できるデータの制約により「粗い試算」となっている点に留意されたい。試算の前提および利用したデータについては巻末に詳細に記載する。

(1) 配偶者特別控除の適用拡大による影響

配偶者特別控除の(夫婦のうち低い方の所得についての)適用拡大による影響の試算結果は、次の図表5・図表6に示される。なお、配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限による影響は図表5・図表6には含んでいない((2)で後述する)。

図表5 配偶者特別控除の拡大により減税となる世帯数の試算結果

控除拡大(減税)となる世帯数 単位:万世帯		現行配偶者特別 控除適用者分	新規適用分
給与所得者	年収2,000万円以下の 給与所得者	82.9	134.1
申告納税者	「自営業者等と年収2,000万円 超の給与所得者」のうち申告納 税額がある(還付でない)者	7.6	
現役世帯分の計		224.6	
年金受給世帯	女性の老齢厚生年金受給者の統 計をもとにした「粗い試算」	53.4	22.1
合計		143.9	156.2
		300.1	

(注)表示単位未満四捨五入。試算の前提の詳細は巻末を参照。

(出所)国税庁「平成26年民間給与実態統計調査」等をもとに大和総研試算

図表6 配偶者特別控除の拡大による国・地方の減収見込み額の試算結果

単位:億円 (減収見込み額をマイナス表示)		国税分		地方税分	
		現行配偶者特別 控除適用者分	新規適用分	現行配偶者特別 控除適用者分	新規適用分
給与所得者	年収2,000万円以下の 給与所得者	-73		-62	
申告納税者	「自営業者等と年収2,000万円 超の給与所得者」のうち申告納 税額がある(還付でない)者	-8	-242	-9	-259
現役世帯分の計		-324		-330	
		-654			
年金受給世帯	女性の老齢厚生年金受給者の統 計をもとにした「粗い試算」	-79		-137	
合計		-403		-467	
		-869			

(注)表示単位未満四捨五入。試算の前提の詳細は巻末を参照。

(出所)国税庁「平成26年民間給与実態統計調査」等をもとに大和総研試算

筆者の試算による配偶者特別控除の拡大によって減税となる世帯数は300.1万世帯と算出され、財務省試算として報道される「約300万世帯」の数値とほぼ一致している。

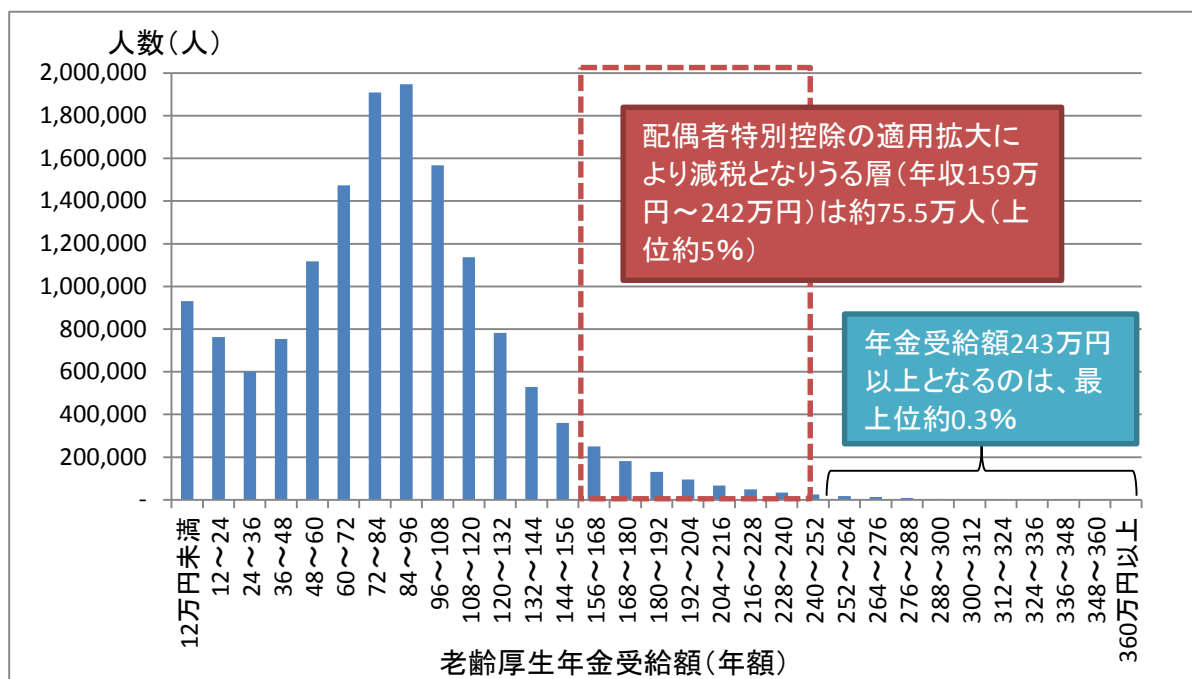
筆者の試算では、減税対象となる 300.1 万世帯のうち、現役世帯は 224.6 万世帯で、年金受給世帯は 75.5 万世帯である。配偶者特別控除の拡大により減税となる世帯には、夫婦のうち一方がパートで働く世帯だけでなく、年金受給世帯が一定数含まれていることが分かる。

筆者の試算では国・地方を合わせた減収見込み額は 869 億円となった（改正による減収見込み額についての財務省試算は本稿執筆時点では報道されていない）。

なお、年金受給世帯が改正案により減税対象となるのは、妻の年金年額が 159 万円～242 万円の範囲であり、その範囲を年金年額別の女性の老齢厚生年金の受給者数の分布に重ねたグラフが図表 7 である。

女性の老齢厚生年金の受給者数のピークは年金年額 84 万円～96 万円であり、年 159 万円以上となるのは女性の老齢厚生年金受給者の上位約 5%に限られる。最上位約 0.3%については、受給金額が 243 万円以上となり改正案の減税対象とはならないが、総じて、改正案により減税対象となる年金受給世帯は、高齢者の中でも相対的に所得の高い層と言える。

図表 7 年金年額別の女性の老齢厚生年金受給者数の分布



(注) 老齢厚生年金受給額には基礎年金（国民年金）部分を含む。

(出所) 厚生労働省「平成 26 年度厚生年金保険・国民年金事業年報」をもとに大和総研作成

(2) 配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限による影響

配偶者控除および配偶者特別控除の（夫の）所得制限による影響の試算結果は、次の図表 8・図表 9 に示される。

図表 8 配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限により増税となる世帯数の試算結果

控除縮小(増税)となる世帯数 単位:万世帯		世帯数
給与所得者	年収2,000万円以下の 給与所得者	76.2
申告納税者	「自営業者等と年収2,000万円 超の給与所得者」のうち申告納 税額がある(還付でない)者	18.6
現役世帯分の計(年金受給世帯を含めても同じ)		94.7

(注)表示単位未満四捨五入。試算の前提の詳細は巻末を参照。

(出所)国税庁「平成26年民間給与実態統計調査」等をもとに大和総研試算

図表 9 配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限による国・地方の増収見込み額の試算結果

単位:億円		国税分	地方税分
給与所得者	年収2,000万円以下の 給与所得者	652	225
申告納税世帯	「自営業者等と年収2,000万円 超の給与所得者」のうち申告納 税額がある(還付でない)者	241	59
現役世帯分の計(年金受給世帯を含めても同じ)		893	284
		1,176	

(注)表示単位未満四捨五入。試算の前提の詳細は巻末を参照。

(出所)国税庁「平成26年民間給与実態統計調査」等をもとに大和総研試算

筆者の試算による配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限によって増税となる世帯数は 94.7 万世帯と算出され、財務省試算として報道される「約 100 万世帯」の数値とほぼ一致している。

本稿では、収入が公的年金等のみであり、申告納税額がない世帯を「年金受給者」と定義した。年金による所得が 900 万円を超える世帯は想定されないため、増税の影響を受けるのはすべて現役世帯である。

筆者の試算による配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限による増収額は国・地方を合計して 1,176 億円となった(改正による増収見込み額についての財務省試算は本稿執筆時点では報道されていない)。

地方税分より国税分の増収額が多くなっているのは、住民税(地方税)の税率が一律 10% であるのに対し、所得税(国税)は 5%~45%の累進税率であり、配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限を受ける高所得者のほとんどは 10%よりも高い税率が適用されているためである。

筆者の試算では、配偶者特別控除の拡大による国・地方の減収見込み額の 869 億円に対し、配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限による国・地方の増収見込み額は 1,176 億円となった。増収見込み額は減収見込み額より 35%ほど過大であり、「**増収となる可能性も考えられる。**」もちろん、筆者の試算は粗いものであり、かつ、控除額の遞減段階の刻み方によっても増収見込み額・減収見込み額は変動するものと考えられるため、実際には「**増収となる可能性も考えられる。**」の改正案となっている可能性も考えられる。

4. 改正案による女性の働き方と結婚への影響

安倍首相は、2016年9月9日、第1回政府税制調査会で「特に、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組を作っていく必要があります。若い世代に光を当て、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制を目指していくことも大切です」⁴と述べ、配偶者控除の見直しを指示した。

この指示には大きく分けて2つの論点が含まれていた。1点目は女性が就業調整を意識せずに済むようにすること、2点目は結婚（し、子供を産み育てること）を支援すること、である。

4. では、報道により有力視されている改正案について、この2つの目的に合ったものであるか、政策効果を分析する。

(1) 女性の就業調整に与える影響

そもそも、現行の税制上は、妻の収入が103万円を超えても、夫の合計所得金額が1,000万円以下である世帯においては、世帯の手取りが減少しないように制度設計されている。このため、税制だけの面から言えば、夫の合計所得金額が1,000万円以下である世帯においては、配偶者控除の存在は就業調整の合理的な理由とはなっていない。

「103万円の壁」が就業調整の理由となっているのは、配偶者控除の適用上限が多くの企業の配偶者手当の支給対象とリンクしているためである。

ここで、現在有力視されている改正案が「配偶者控除」の拡大ではなく「配偶者特別控除」の改正であることに注意する必要がある。

企業の多くは、「配偶者控除」の適用を条件に配偶者手当を支給しており、「配偶者特別控除」の適用は条件になっていない。

人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」（図表10）によると、調査対象企業⁵（従業員数で加重平均）の40.4%で年収103万円を基準に配偶者控除の支給に制限がある配偶者手当⁶が支給されている。配偶者手当支給ありで、かつ配偶者の年収による支給制限ありの企業の中では68.8%の企業が年収103万円を基準としている。

なお、配偶者手当の支給制限の基準として次に一般的なものは社会保険における扶養扱いとなる「年収130万円」である。現行制度における配偶者特別控除の控除額が38万円となる上限の「年収105万円」や現行制度における配偶者特別控除の適用上限である「年収141万円」などを採用している企業はほとんどない（「その他」の内数として含まれている可能性はあるが、配偶者手当支給ありで、かつ配偶者の年収による支給制限ありの企業のうち「その他」は5.4%以下

⁴ 首相官邸ウェブサイトより引用。

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201609/09zeicho.html

⁵ 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。

⁶ この調査では家族手当（扶養家族に対する手当）という名称が用いられていた。以下同じ。

にすぎない)。

図表 10 企業における配偶者手当支給の有無と支給基準

	配偶者手当支給あり				配偶者手当 支給なし	
	配偶者の年収による支給制限あり			その他		
		103万円 基準	130万円 基準			
全体に占める割合	69.1%	58.6%	40.4%	15.1%	3.2%	30.9%
配偶者手当支給あり企業に占める割合		84.9%	58.4%	21.9%	4.6%	
配偶者手当支給ありで、かつ、配偶者の年収による 支給制限ありの企業に占める割合			68.8%	25.8%	5.4%	

(注)企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50以上の事業所が対象。従業員数で加重平均されている。

(出所)人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」をもとに大和総研作成

配偶者控除の適用上限年収が引き上げられると、「配偶者控除」の適用を条件に配偶者手当の支給を行っている企業においては、特段の見直しを行わなければ、自動的に配偶者手当の支給対象となる上限年収も拡大されるものと考えられる。これは、企業の給与規定等における配偶者手当の支給基準について所得や年収で定義しておらず、税法上の配偶者控除の適用の有無で定義している企業が多いものと考えられるためである⁷。

税制としては「配偶者特別控除」の改正であっても、政府が企業に対し配偶者手当の見直しを呼びかけることで、企業が配偶者手当を見直す間接的な効果が得られることも考えられる。経団連は会員企業に配偶者手当を見直すよう呼びかけており、配偶者手当の見直しは大企業を中心に進んでいく可能性も考えられる⁸。しかしながら、配偶者手当は中小企業にも広く普及した制度であり⁹、中小企業まで含めて配偶者手当の支給基準の見直しが実現するには、相当な時間がかかることが考えられる。

企業の配偶者手当の支給基準が見直されなければ、103万円を境にした就業調整の動機も大きくは変わらないものと考えられ、改正案による女性就業の促進効果は限定的と考えられる。

(2) 結婚の促進効果

30歳未満の若い世代においては年収200万円に満たない者も少なくない¹⁰。このため、若年

⁷ 配偶者控除の適用上限年収と企業の配偶者手当の支給上限年収をリンクさせる方法としては、企業の給与規定において配偶者手当の支給対象となる上限の年収を規定し、その金額を配偶者控除の適用上限年収と同額とする方法も考えられる。しかし、昭和の時代においては、名目賃金の上昇に合わせて、配偶者控除の適用上限年収も毎年か数年に一度改正されてきた。企業としては、税制の改正のたびに配偶者控除の適用年収上限を給与規定を見直すのが煩雑となるため、年収や所得でなく税法上の配偶者控除の適用の有無で定義しているものと考えられる。

⁸ 2016年11月16日付日本経済新聞朝刊1面参照。

⁹ 例えば、千葉県「平成22年賃金事情調査結果」において、千葉県の中小企業において家族手当を支給している企業の割合が約69%であるなど、中小企業においても配偶者手当が普及していることを示すデータがある。

¹⁰ 30歳未満の単身者で年収100万円以上200万円未満の者の割合は、男性で7.2%、女性で20.2%である。なお、30歳未満の単身者で年収100万円未満の者の割合は、男性で4.0%、女性で1.7%にとどまる（総務省「全

の低所得層にも、改正案による配偶者特別控除拡大の効果が及ぶことが考えられる。

例えば、それぞれ年収 200 万円ずつの男女のカップルの場合、結婚前は当然配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けていない。結婚しても、現行制度では合計の税負担は変わらないが、改正案により配偶者控除の上限年収が 201 万円までとなれば、このカップルは結婚により配偶者特別控除を適用できるようになり、税負担が軽減されるようになる（もともと、税負担の軽減額は年 4,500 円程度と考えられる¹¹⁾。

このように、配偶者特別控除の拡大は、低所得の若年層に対し税負担を軽減し、共働きのまま結婚生活をスタートする手助けとなる効果がありうる。しかしながら、実際の税負担軽減額は僅かなものとなることが考えられ、低所得の若年層に対する結婚促進効果もごく僅かであるものと考えられる。

5. まとめと今後の展望

以上をまとめると、現在、報道されている配偶者控除・配偶者特別控除の改正案は、安倍首相が指示した当初の改正の目的にあまり適合していないものと考えられる。

企業の多くは「配偶者特別控除」ではなく「配偶者控除」の適用を条件に配偶者手当を支給しているため、「配偶者控除」の適用拡大であれば直接的に企業の配偶者手当の支給対象に影響を与えられるものと考えられる。しかし、「配偶者特別控除」の適用拡大では企業の配偶者手当に直接影響を与えることができず、改正案が実施されても配偶者手当を理由とした就業調整の動機である「103 万円の壁」は当面残るものと考えられる。

配偶者特別控除の適用拡大は、若年低所得層の結婚の後押しになりうるが、実際の税負担軽減額は僅かなものとなることが考えられ、結婚促進効果もごく僅かであるものと考えられる。

筆者は、現役世帯に限り「配偶者控除」の適用上限（夫婦のうち年収の低い方）を年収 200 万円まで拡大する一方で、夫婦のうち年収の高い方で年収 1,220 万円の所得制限を設けるとほぼ税込中立になると試算した。この改正であれば、配偶者手当に直接影響を与えられるため、女性が就業調整を行う上限年収を多くのケースで 103 万円から 130 万円にシフトさせる効果が得られる上、低所得の若年層の結婚促進効果も報道により有力視されている案よりも大きくなることが考えられる¹²⁾。

報道により有力視されている案は、女性の就業促進効果の面でも、若年層の結婚促進効果の

国消費実態調査（平成 21 年）」より）。

¹¹ 改正案において、夫婦のうち年収の低い方が 200 万円である場合の配偶者特別控除の所得控除額は明示されていないが、現行の配偶者特別控除の控除額の最小値を参考にとすると、3 万円程度と想定される。所得控除額が 3 万円である場合、所得税・住民税を合わせた税負担軽減効果は $3 \text{ 万円} \times 15\% = 4,500 \text{ 円}$ である。

¹² 例えば、ともに年収 200 万円のカップルが結婚した場合の税負担軽減効果は、報道により想定される改正案では年 4,500 円程度と考えられるが、筆者の 10 月 24 日時点での想定案では年 5 万 2,000 円であった。税負担軽減の金額が大きくなればその分だけ、共働きのまま夫婦生活をスタートする助けになるものと考えられ、結婚の促進効果も大きくなることが考えられる。

面でも、いずれにおいても筆者が予想していた案よりも政策効果が低くなっているものと考えられる。代わりに、配偶者特別控除の適用拡大が比較的所得の高い高齢者に及ぶという面もある¹³。

報道では平成 29 年度税制改正に盛り込まれるべき配偶者控除・配偶者特別控除の内容はほぼ固まってきたとのことであるが、12 月 8 日とされる「平成 29 年度税制改正大綱」の決定まではまだ若干の日程が残っている。限られた日程の中ではあるが、当初の改正の目的に相応しい改正案となるよう、再考の余地があるのではないかと考えられる。

試算の前提および利用したデータ

1. 配偶者控除および配偶者特別控除を適用する納税者は、①給与所得者、②申告納税者（自営業者等）、③年金受給世帯の 3 つの区分からなるものとする。①と②を合わせて現役世帯と呼ぶ。
2. 現役世帯のうち、現行の配偶者控除・配偶者特別控除が適用されている世帯についての改正による影響は、国税庁統計を用いて試算する。具体的には、給与所得者については、国税庁「平成 26 年民間給与実態統計調査」のデータ、申告納税者については、国税庁「平成 26 年分申告所得税標本調査」のデータを用いる¹⁴。
3. 現役世帯で現行の配偶者控除・配偶者特別控除が適用されていない世帯のうち、改正により配偶者特別控除を受けられるようになる世帯についての影響は、総務省統計局「平成 24 年就業構造基本統計調査」における夫婦世帯における夫婦それぞれの年収のクロスデータを用いて試算する¹⁵。
4. 統計における所得階級（または年収階級）の区分が、税制の適用における所得（または年収）の区切りと異なる場合、原則として、統計における同一所得階級内では所得（または年収）1 万円ごとの世帯数の分布が一樣であるものと仮定した。すなわち、例えば夫の年収が 900 万円以上 1,000 万円未満の世帯が 57 万世帯いるという統計がある場合、夫の年収が 900 万円である世帯が 5,700 世帯（=57 万世帯/100）、901 万円である世帯が 5,700 世帯、と、年収 1 万円ごとに均等に 5,700 世帯ずつ分布しているものと仮定している。
5. ただし、上記 4. の例外として、「妻の年収が 100 万円以上 150 万円未満」である区分だけは「103 万円の壁」や「130 万円の壁」が強く意識されるものと考えられる。この区分について

¹³ 現役世代から（特に相対的に所得の高い）高齢者世帯に所得再分配を行うことは、「若い世代に光を当て、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制」を目指すべきとする安倍首相の指示に適合していないものとも考えられる。

¹⁴ ただし、国税庁「平成 26 年分申告所得税標本調査」のデータには確定申告を行い申告納税額のある給与所得者も含まれている。このため、年収 2,000 万円以下で主たる所得が給与所得である者のデータを除外することで、国税庁「平成 26 年民間給与実態統計調査」との重複計上を排除した。

¹⁵ これは、現行の配偶者控除・配偶者特別控除が適用されていないケースについて、各世帯における夫と妻の年収のクロスデータは国税庁統計からは得られないためである。

ては、内閣府「男女共同参画白書（平成 24 年版）」の分析により、「妻の年収が年収 100 万円以上 150 万円未満」である世帯のうち、「年収 141 万円以上年収 150 万円未満」である世帯の割合は 13.36%と推計できるので、この割合を用いた。

6. 改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の所得控除額は、次の通りとした。
 - 1) 夫婦のうち少ない方の所得が 38 万円未満である場合は、原則として所得税 38 万円、住民税 33 万円。
 - 2) 夫婦のうち少ない方の所得が 38 万円以上 85 万円以下である場合は、原則として所得税 38 万円、住民税 33 万円。
 - 3) 夫婦のうち少ない方の所得が 85 万円超 123 万円未満である場合は、段階的削減を考慮し、原則として所得税 19 万円、住民税 16.5 万円。
 - 4) 夫婦のうち多い方の所得が 900 万円超 1,000 万円以下である場合は、夫の収入による段階的削減を考慮し、1)～3)により算出した控除額を半分にする。
 - 5) 夫婦のうち多い方の所得が 1,000 万円超である場合は、1)～3)にかかわらず控除額をゼロとする。
7. 現役世帯において改正前後の税額を算出する際の各種控除の仮定は、下記の通り。
 - 1) 給与所得控除は 2017 年以後の金額（年収 1,000 万円以上で上限の 220 万円）を適用。
 - 2) 社会保険料控除は 2017 年 1 月時点の保険料率の合計である 14.491%（ただし、年収 1,044 万円超部分は厚生年金保険料の上限を考慮し 5.4%）を用いて算出¹⁶。
 - 3) 生命保険料控除は夫婦ともに一般生命保険料控除の上限である 4 万円を適用。
 - 4) 配偶者控除における老人控除対象配偶者の控除額の上乗せは考慮しない。
 - 5) 上記に挙げたものと基礎控除以外の所得控除は考慮しない。調整控除を含む税額控除は考慮しない。復興特別所得税は考慮しない。
8. 年金受給世帯で確定申告による納税額がない者については、税務統計による所得階級別の諸控除の適用状況が分からない¹⁷。このため、「粗い試算」ではあるが、「女性の老齢厚生年金受給者」の年金受給額が改正前後の配偶者特別控除の適用対象となる場合に、その夫に配偶者特別控除が適用されるものとみなして、配偶者特別控除拡大による国・地方の減収額および減税となる世帯数を算出した（公的年金等控除は 65 歳以上の区分を用いた）¹⁸。この場合、夫の適用税率は所得税 5%および住民税 10%であるものとした（復興特別所得税は考慮しない）。女性の老齢厚生年金受給者の受給額は、厚生労働省「平成 26 年度厚生年金保険・国民年金事業年報」のデータを用いた。

【以上】

¹⁶ 2016 年 4 月から 2017 年 3 月納付分の協会けんぽの（全国平均、介護保険料分を含まない）従業員負担は 5%である。2016 年 10 月から 2017 年 9 月納付分の厚生年金の従業員負担は 9.091%である。2016 年 4 月から 2017 年 3 月までの雇用保険料（一般の事業）の従業員負担は 0.4%である。2017 年 1 月時点でこれらの従業員負担の総計は 14.491%である。

¹⁷ 「平成 26 年分申告所得税標本調査」の調査対象は、申告納税額がある者に限定されている。公的年金から源泉徴収される所得税額は、人的控除と社会保険料控除が反映されているため、年金生活者については、一般的には年金以外の所得がある場合を除いては申告納税額が発生せず、「平成 26 年分申告所得税標本調査」の調査対象から漏れてしまう。

¹⁸ 男性の年金受給者であっても配偶者控除が適用されていない者もいるほか、女性の年金受給者に配偶者控除が適用されている場合もあり、3 階建て部分の年金や共済年金等を反映できていない等の「粗い試算」である。